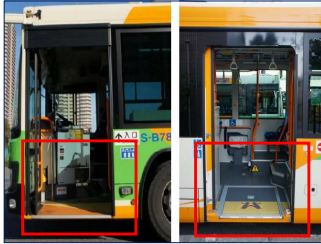
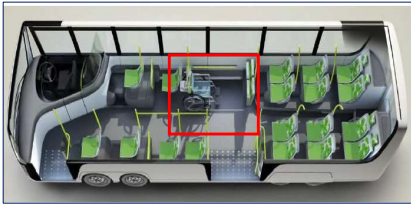
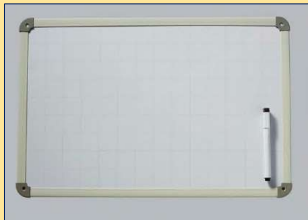


コミュニティバス(高塚新田コース)の車両設備について

路線バス等における移動等円滑化基準		
第37条(乗降口)	第1項 (踏み段の色)	第2項 第1号(有効幅) 第2号(スロープ)
		
第39条	(車いすスペース)	
		
第40条	第1項(有効幅)	第2項(手すりの間隔)
		
第41条	(運行情報提供設備等)	
		
第42条	(意思疎通を図るための設備)	
	筆談により ご案内いたします お気軽にお申し出ください ※当該案内は、運賃箱や運転手席裏面に 掲示されていることが多い	
第38条(床面)	第1項(高さ)	第2項(材質)
		

出典 公共交通機関の車両等に関する移動円滑化整備ガイドライン(車両等編)

当該コミュニティワゴンバスにおける移動円滑化適用除外項目について

第37条（乗降口）	第1項 （踏み段の色）	第38条（床面）	第2項 （床の材質）
			
第42条	（意思疎通を図るための設備）		
			
第37条	第2項 第1号(有効幅) 第2号(スロープ)	第39条	（車いすスペース）
			  車いすスペースの導入についても検討したが座席を大幅に減らすこととなり、収支率40%が取れなくなってしまうため見送ることとした ※ 収支率40%…1便あたり常に6名以上の乗客が必要(乗客数最大8名(助手席除く))
第40条	第1項(有効幅)	第2項(手すりの間隔)	
	第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅(容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅)は、八十センチメートル以上でなければならない	通路には、国土交通大臣が定める間隔(座席3列ごとに1以上)手すりを設けなければならない	
第41条	（運行情報提供設備等）		
			
第38条（床面）	第1項(高さ)		
	「国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。」 		

安全性・利便性を考慮し導入する設備

第40条	手すりの間隔 乗降口・座席背面・窓際・窓枠上部付近等に手すりを複数設置し、安全が確保される仕様となっている
第41条	運行情報提供設備等 案内表示器(イメージ) お知らせ安全くん 車外用スピーカー 案内表示器……………目視で現在地および行先が分かる お知らせ安全くん……………走行中にバス走行を知らせる案内を行うことで、周囲に注意を促す 車外用スピーカー……………車外でも運転手と話することができる。車内音声も設置し現在地および行先を随時放送 多くの方にとって利用しやすいよう上記設備を設置
	その他 ラゲッジ用ゴムネット ラゲッジ用ゴムネット ＝車いす・ベビーカー等をたたんで収納できるゴムネット 設置することで、自力で乗降できる車いす利用者や 子育て世帯等における利便性の向上を図る